

新旧対照表

○神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>神奈川県女性自立支援施設条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>神奈川県女性自立支援施設条例</u>(昭和39年神奈川県条例第27号。以下「<u>条例</u>」という。)の施行については、法令その他特別の定めによるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(指定管理者指定申請書)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、<u>神奈川県女性自立支援施設指定管理者指定申請書</u>(第1号様式)とする。</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第4条 条例第5条第7号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請者である法人の役員等が、<u>女性自立支援施設</u>の経営について熱意と識見を有していること。</p> <p>(4) 県立の<u>女性自立支援施設</u>としての<u>神奈川県女性自立支援施設</u>の役割を適切に担えること。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第5条 次に掲げる知事の権限は、<u>神奈川県立女性相談支援センター</u>の長(以下「<u>センター所長</u>」という。)に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(定員)</p> <p>第6条 <u>神奈川県女性自立支援施設</u>(以下「<u>女性自立支援施設</u>」という。)の定員は、70人とする。</p> <p>(入所についての協議)</p> <p>第7条 <u>センター所長</u>は、<u>困難な問題を抱える女性が女性自立支援施設に入所することが適当と判断したときは、女性自立支援施設の長</u>(以下「<u>施設長</u>」という。)に協議しなければならない。</p> <p>2 <u>施設長</u>は、前項の規定による協議があつた場合は、正当な理由があるときを除き、<u>困難な問題を抱える女性</u>の入所を拒んではならない。</p> <p>(支援の方法)</p>	<p style="text-align: center;"><u>神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>神奈川県女性保護施設さつき寮条例</u>(昭和39年神奈川県条例第27号。以下「<u>条例</u>」という。)の施行については、法令その他特別の定めによるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(指定管理者指定申請書)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、<u>神奈川県女性保護施設さつき寮指定管理者指定申請書</u>(第1号様式)とする。</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第4条 条例第5条第7号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請者である法人の役員等が、<u>婦人保護施設</u>の経営について熱意と識見を有していること。</p> <p>(4) 県立の<u>婦人保護施設</u>としての<u>神奈川県女性保護施設さつき寮</u>の役割を適切に担えること。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第5条 次に掲げる知事の権限は、<u>神奈川県立女性相談所</u>の長(以下「<u>相談所長</u>」という。)に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(定員)</p> <p>第6条 <u>神奈川県女性保護施設さつき寮</u>(以下「<u>さつき寮</u>」という。)の定員は、70人とする。</p> <p>(入所についての協議)</p> <p>第7条 <u>相談所長</u>は、<u>要保護女子をさつき寮に入所させようとするときは、さつき寮の長</u>(以下「<u>寮長</u>」という。)に協議しなければならない。</p> <p>2 <u>寮長</u>は、前項の規定による協議があつた場合は、正当な理由があるときを除き、<u>要保護女子</u>の入所を拒んではならない。</p> <p>(更生指導の方法)</p>

新	旧
<p>第8条 <u>施設長は、入所者及びその同伴する児童（以下「入所者等」という。）の支援を行うに当たって進んで相談に応じるとともに、入所者等の相談の状況その他日常における行動で必要と認められる事項を保護台帳（第2号様式）に記録し、支援のための資料としなければならない。</u> （寝具等の支給）</p>	<p>第8条 <u>寮長は、さつき寮に入所した者（以下「入所者」という。）の処遇上又は一身上の問題につき進んで相談に応じるとともに、入所者の相談の状況その他日常における行動で必要と認められる事項を保護台帳（第2号様式）に記録し、指導上の資料としなければならない。</u> （寝具等の支給）</p>
<p>第9条 <u>入所者等</u>には、寝具その他日常生活に必要な物品を貸与し、又は給付するものとする。</p>	<p>第9条 <u>入所者</u>には、寝具その他日常生活に必要な物品を貸与し、又は給付するものとする。</p>
<p>2 <u>施設長は、入所者等が被服に困窮している</u>と認めるときは、当該<u>入所者等</u>にこれを支給することができる。</p>	<p>2 <u>寮長は、入所者が被服に困窮している</u>と認めるときは、当該<u>入所者</u>にこれを支給することができる。</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>4 <u>施設長は、入所者等に貸与し、又は給付した物品の利用保全</u>に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>4 <u>寮長は、入所者に貸与し、又は給付した物品の利用保全</u>に関し必要な指示をすることができる。</p>
<p>（金品の保管）</p>	<p>（金品の保管）</p>
<p>第10条 <u>施設長は、盗難防止のため、入所者等の貴重品を預かり、保管</u>することができる。</p>	<p>第10条 <u>寮長は、盗難防止のため、入所者の貴重品を預かり、保管</u>することができる。</p>
<p>2 <u>施設長は、入所者等が無断で退所した場合において、遺留金品がある</u>ときは、遺留金品台帳（第3号様式）に記録し、保管しなければならない。</p>	<p>2 <u>寮長は、入所者が無断で退所した場合において、遺留金品がある</u>ときは、遺留金品台帳（第3号様式）に記録し、保管しなければならない。</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>（退所等についての通知等）</p>	<p>（退所等についての通知等）</p>
<p>第11条 <u>施設長は、入所者等を条例第11条の規定により退所させる</u>ことが適当と認めるときは、その旨を<u>センター所長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>第11条 <u>寮長は、入所者を条例第11条の規定により退所させる</u>ことが適当と認めるときは、その旨を<u>相談所長</u>に通知しなければならない。</p>
<p>2 <u>センター所長は、前項の規定による通知を受けた場合</u>には、実情を調査し、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 <u>相談所長は、前項の規定による通知を受けた場合</u>には、実情を調査し、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>（帳簿）</p>	<p>（帳簿）</p>
<p>第12条 <u>施設長は、女性自立支援施設の管理の状況を明らかに</u>するため、知事が定める帳簿を備えて置かなければならない。 （業務等の報告）</p>	<p>第12条 <u>寮長は、さつき寮の管理の状況を明らかに</u>するため、知事が定める帳簿を備えて置かなければならない。 （業務等の報告）</p>
<p>第13条 <u>施設長は、毎月10日までに、前月分の業務の実績及びその概要</u>を知事に報告しなければならない。</p>	<p>第13条 <u>寮長は、毎月10日までに、前月分の業務の実績及びその概要</u>を知事に報告しなければならない。</p>
<p>2 <u>施設長は、次の各号のいずれかに該当する場合</u>には、その旨を必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。</p>	<p>2 <u>寮長は、次の各号のいずれかに該当する場合</u>には、その旨を必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。</p>
<p>（1）<u>入所者等への支援その他女性自立支援施設の管理</u>に関し規程を定め、又はこれを変更したとき。</p>	<p>（1）<u>入所者の処遇その他さつき寮の管理</u>に関し規程を定め、又はこれを変更したとき。</p>

新	旧
(2) <u>女性自立支援施設</u> の管理に関し重要又は異例と認められる事項が発生したとき又は発生するおそれがあると認められるとき。	(2) <u>さつき寮</u> の管理に関し重要又は異例と認められる事項が発生したとき又は発生するおそれがあると認められるとき。